



淀川労働基準監督署発表  
平成30年3月15日

報道関係者 各位

### 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

―足場の組立て等作業主任者の職務を怠り、悪天候時に作業を中止させなかった疑い―

淀川労働基準監督署（署長 谷本 晃）は平成30年3月15日、上野工業株式会社及び同社の現場責任者を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検した。

#### 記

#### 1 被疑者

(1) 上野工業株式会社

本社所在地 大阪市此花区春日出北  
事業内容 橋梁建設工事業

(2) 同社の現場責任者 A

#### 2 違反法条項

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第14条

労働安全衛生規則第566条第4号

労働安全衛生法第20条第1号

労働安全衛生規則第564条第1項第3号

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律  
第45条第3項

#### 3 事件の概要

被疑者上野工業株式会社は、大阪市此花区春日出北に本社を置き、橋梁建設工事を営む事業者、被疑者Aは同社の建設工事現場における現場責任者であるが、平成29年9月

12日、B共同企業体が施工する大阪府箕面市下止々呂美地内に所在する、新名神高速道路箕面インターチェンジA1ランプ第三橋他8橋（鋼・PC複合上部工）工事（以下「本件工事」という。）現場内において、上野工業株式会社へ派遣されたC株式会社に所属する労働者Dほかにつり足場の解体作業を行わせるにあたり、悪天候のため作業の実施について危険が予想されたにもかかわらず、作業を中止する措置を講じず、また、労働者の安全带及び保護帽の使用状況を監視する足場の組立て等作業主任者の職務を行わせなかったものである。

#### 4 その他

- (1) 同日、労働者Dが高さ約28メートルのつり足場上から地上へ墜落し、死亡した。
- (2) 労働安全衛生規則では、足場の解体作業において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止する措置を講じるよう義務づけており、足場の組立て等作業主任者の職務として、安全带及び保護帽の使用状況を監視することが定められている。
- (3) 派遣労働者は、その雇用主である派遣元事業者ではなく、派遣先事業者からの指揮命令を受けて労働に従事するため、労働安全衛生法上の責任は派遣先事業者が負うものである。
- (4) 大阪労働局管内の建設業における死亡災害発生状況は、平成29年20件であり、そのうち9件が墜落・転落による災害であり、今後も法違反を原因として重大災害を発生させた事業者に対しては、厳正に対処していく方針である。
- (5) 違反条文は別紙のとおり。

## 労働安全衛生法

### (作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

### (事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

## 労働安全衛生規則

### (足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
- 二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
- 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。
  - イ 幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。
  - ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。
- 五 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

### (足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 二 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

#### 第四十五条

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の三まで、第三十一条の三、第三十六条(同法第三十条第一項及び第四項、第三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。)、第四十五条(第二項を除く。)、第五十七条の三から第五十八条まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五条の四まで、第六十六条第二項前段及び後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(派遣中の労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。))並びに第五項(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第六十六条の三(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第六十六条の四、第六十八条、第六十八条の二、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第四十五条の規定により適用される場合を含む。))又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。))又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第六項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。))」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。))又は第五項ただし書(第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。))とする。